

〈第1稿〉2025.8.25 〈第2稿〉2025.9.1 〈第3稿〉2025.9.3 〈最終稿〉9.4

日本共産党宮城県議会議員団の藤原益栄でございます。通告にもとづきまして会派を代表し4点につき質問をさせていただきます。

村井知事が、6期目に挑戦することが8月18日『河北新報』夕刊で報道され、3日には本議場でも出馬の表明がありました。

村井知事の5期20年のなかで、仙台医療圏病院再編問題、宿泊税導入問題、半導体工場の誘致問題、広域防災拠点の整備、水産特区の強行等々、何かと物議を醸してまいりましたが、みやぎ型管理運営方式の導入もその1つであります。知事が強行したコンセッション方式について、水道用水供給事業を中心に、3つの柱で伺います。

【1】コンセッション方式について、水道用水供給事業を中心に問う

（1）水道用水供給事業の財務状況について

1つ目の柱ですが、水道用水供給事業の財務状況について、現在の評価と今後の展望について伺います。

【Q1】 第1に、水道用水供給事業会計は、現在、予算規模の約2倍にあたる約230億円の内部留保を持っています。これはどのように形成されたのか、当局のご認識を伺います。

【資料①】をご覧ください。これは私が2008年以降の県水道用水供給事業の財務諸表からまとめたものですが、2017年度に元金償還額が減価償却費を下まわり、以来6ヵ年度で130億円から230億円に、約100億円増えたことがわかります。これが約230億円の内部留保を持つに至った原因と考えますが、当局のご認識を伺います。

【Q2】 第2に、現在持っている230億円の内部留保は、最大で830億円になる見通しであると、昨年6月議会の一般質問で答弁をいただきました。本年3月に策

定いたしました『企業局経営戦略2025』の「5 投資・財政計画（収支計画）」を見ますと更に増えそうな記述があります。最新予測をお答えください。また、増額する理由は先ほどと同じと思いますが、当局のご認識をお答えください。

第3に、水道用水供給事業の最大の償却資産は構築物であります、その大半は管路であります。当局は20年後に本格的な管路の更新時期が来るとしてありますが、管路を初めとしたダウンサイジングはいかほどになると見込んでいるのかについてです。

償却資産の8～9割は構築物ですが、担当部局に伺いましたところ、令和6年度末の水道用水供給事業の構築物の取得価格は、総額2,124億円で、内訳は、取水施設が30億円、導水施設が118億円、浄水施設が249億円、送水施設が1,727億円とのことであります。構築物全体に占める送水施設の割合は81.3%になります。

このように、償却資産中、大半を構築物が占め、その構築物中送水施設が8割を占めているわけであります。

【Q3】 そこで伺います。水道用水供給事業の今後を考えた場合、送水管のダウンサイジングが最大のポイントになると考えますが、この点につき、当局のご認識を伺います。

ところで、県の水道用水供給事業は、1980年から給水を開始した大崎広域水道と、1990年通水開始の仙南仙塩広域水道で構成されています。大崎広域水道は日量12万立方メートルで設計され設備投資をされてきましたが、令和5年度の日最大給水量は6万7,797立方メートルとのことで計画の56.5%の給水となっております。仙南仙塩広域水道は日量55万3,300立方メートルで設計投資され、令和5年度の日最大給水量は20万6,006立方メートルで38.5%に過ぎません。2つつの広域水道をあわせると42%、約4割しか使っていません。

もし断面積を4割にしたとしますと、円周は63%となり、使う鉄の量は同様に縮小されると考えられます。さらに当局は、口径の大きな鋼管等については80年間使用する等も考えていると説明しています。

【Q4】 そこで伺います。これまでに約2000億円規模の構築物を投資したわけですが、当局は、令和6年度の事業としてダウンサイジングの調査検討を進めてまいりました。これにより取水施設、導水施設、浄水場、管路等の構築物についてい

くらの節約ができると見ているのかご答弁をお願いします。

第4に、コンセッション方式導入の際、当局は、内部留保が200億円を超えていること、それは20年後に8百数十億円に達すること、次回の設備投資はかなり大きな規模でダウンサイジングできること等々を公表せず、コンセッション方式を強行したわけであります。

【Q5】 こうした態度は、議会と県民に、都合の良いデータを提供して「みやぎ方式」を導入した事を意味しており、自治体として極めて不適切なやり方であったと私は思います。当局の答弁を求めます。

(2) コンセッション方式は県民のためになっているか

水道用水供給事業について2つ目の質問の柱は、コンセッション方式導入は本当に県会計すなわち県民のためになっているのか、なるのか、ということです。私には、県の水道用水供給事業会計の黒字が、運営権者すなわち「みずむすびマネージメントみやぎ」――以下「MMM」と呼称させていただきますが――MMMに移されているようにしか見えません。

【資料②】をご覧ください。これは、公表されているMMMの2022年度から2024年度の水道用水供給事業の決算を私がまとめたものです。3カ年度の計を見ますと、売上高は88億5200万円で、税引前利益は19億7300万円、利益率は実に22.29%、この利益に対し4億3800万円を納税しております。この納税額はすべて県民の水道料金で払っているわけであります。

他方、県の水道用水供給事業の損益を見てみますと、同時期の利益は1億400万円で、MMMの約20分の1の利益です。しかも、直営最後の年の2021年度は17億5600万円の利益を出していました。それと比較すると3カ年度合計で実に▲51億6400万円も減益となっています。

【Q6】 そこで伺います。方やMMMは3カ年度に19億7300万円の利益をあげ4億3800万円の税金を払っている。方や県の水道用水供給事業は、直営最後の2021年度と比較をすると、3カ年度で実に51億6400万円の減益となっている。これは、県の水道用水供給事業の利益がMMMに移されているとしか言いようが

ありません。この現状について議会と県民にいかが説明をされるのでしょうか。ご答弁ください。

さて、この問題について当局は、「20年間全体をみればプラスになる。20年間を見て判断を」と繰り返し答弁をしてまいりました。_____その説明に使ったのが【資料③】であります。

この図の意味するところは第一に、県が2021年度以前に投資したMMMが使用する機械設備類の減価償却費は県が負担するために、MMMに運営を委ねる20年間のうち、県の損益は初期には赤字になる、ということです。

第二に、MMMは管路以外の機械設備類は自分が設備更新をするが、MMMが更新してもその設備機械類は県企業局の所有となるので、それによって発生する減価償却費は、県の損益勘定の減価償却費に計上し、同額を「運営権者更新投資収益」として収益に計上する。つまり、MMMが設備を更新して20年間に発生する減価償却費の平均が、毎年、利用料金としてMMMに移されるが、毎年実際に発生する減価償却費分は県の会計に戻していただく。結果として、MMMの設備更新により発生する減価償却費は、県の会計の損益には影響しない、ということです。

第三に、2021年度以前に県が投資し県が負担していた機械設備類の減価償却費は、MMMの機械設備類の更新により徐々に減額するため、20年間の当初は赤字になるが、n年度には収支がトントンになり、以後は黒字になる、というものです。

よって、「20年全体を見て判断していただきたい」というのがこれまでの県の説明であります。

【Q7】 そこで伺いますが、コンセッション方式を採用した2022年度当初において、機械設備類の償却資産残高はいくらで、同年度の機械設備類の減価償却額はいかほどだったのかご答弁ください。また、この減価償却費がゼロになるのは何年度でしょうか。さらに、直営最後の2021年度からコンセッション導入元年の2022年度にかけ、県の会計は15億円の減益となりましたが、元に戻る年度、すなわちn年度は何年度になるのでしょうか、ご答弁願います。

「果たして【資料③】のとおりになるのか」と重大な関心をもっておりましたところ、本年（令和7年）3月に『宮城県企業局経営戦略2025』が策定されました。その60ページに大崎広域水道事業の2033年度までの損益収支の推定が、同様に

63ページに仙南仙塩広域水道事業の損益予想が掲載されております。2つの事業を合算した損益収支はどうなるか。【資料②】の下表を見てください。「みやぎ型方式」導入5年目の2026年度の黒字予想は3億1400万円、10年目の2031年度の黒字予想は7400万円、導入12年目の2033年度は2億1800万円の黒字です。

ここでみなさんに思い出していただきたいのは、直営最後の2021年度の水道用水供給事業の黒字額は17億5600万円であったことです。当局は、【資料③】により、n年度に収支トントンになり、それ以降は黒字がどんどん増えて行くと説明してきました。

【Q8】そこで質問です。みやぎ型導入12年目の2033年度も2021年度との比較では依然15億円の減益のままです。いったい、15億円の減益ととりもどし、収支が均衡となる当局が言うところのn年度はいつ来るのでしょうか。『宮城県企業局経営戦略2025』からすると、県本体会計の利益が増える兆候は見えません。n年度は永久に来ないのではと懸念しますが、答弁をお願いいたします。

(3) 損益収支の黒字は料金引き下げ・抑制財源に

水道用水供給事業に関し3つめの柱の質問です。

昨年の予算特別委員会の総括質疑で、都道府県の水道用水供給事業の中で宮城県の料金が全国一高いということが明らかになりました。少し具体的に言いますと、令和4年度のデータでは、宮城県の供給単価は123円39銭となっておりまして、長野県・富山県の約3倍となっております。

かように宮城県の水道は全国一高く、かつ現在は毎年十億円単位で内部留保資金が増える時期になっている。ですから、損益収支の黒字分まで設備投資に廻す必要はなく、水道料金の引き下げないし抑制財源に使うべきだと考えます。それが、日本一高い水を飲んでいただいている県民の方々に対する思いやりではないでしょうか。

ところが、令和5年度決算後の「剰余金処分計算書(案)」では、22億2700万円の未処分利益剰余金を、4億400万円は減債積積立金へ、18億2300万円を資本金に参入いたしました。これは、未処分利益剰余金から積み立てた積立金を処分した場合には、一旦未処分利益剰余金に戻して処分したことにするというやや複雑な処理の面もあるのですが、いずれにしても22億2700万円は、損益収支の黒字

の累積であることは間違いありません。

【Q9】　そこでお尋ねいたします。過年度損益勘定留保資金は山ほどあるのですから、4条予算すなわち「資本的収入及び支出」予算の不足財源には過年度損益勘定留保資金をまず充て、損益勘定の黒字分は料金引き下げ財源としてとっておくべきと私は考えます。答弁を求めます。

【2】県営住宅に対する県の姿勢について

次に、県営住宅に対する県の姿勢について伺います。

県はこの間、多賀城八幡住宅、将監第五住宅、中江東住宅、中江南住宅、村田石生住宅、黒松第二住宅の10年後の廃止を決定し、「移転支援」の取組みをすすめております。さらに令和6年度には幸町住宅の廃止も決定しました。居住者からは「ここには何十年と住んできて終のすみかと思っていた」「交通の便も良く引き続き住み続けたい」「集約の必要性も理解するが、何棟か残し建て替えを」等の切実な声が出されております。

【Q10】　そこで伺います。「すべて残せなどとは言わない。何棟かでも残して欲しい」。知事はこの悲痛な声に応えるべきではないでしょうか。答弁を求めます。

さて、令和3年12月に策定された現行『宮城県住生活基本計画』は、2021年度から2030年度までの計画とされ、「おおむね5年で見直す」ことにしており、25年度は見直しの時期を迎えております。

【Q11】　そこで伺います。現行『基本計画』を策定する際、県は市町村の意見を十分に聞いた旨答弁しておりましたが、その後の経過からしますと全く不十分であったことが明らかになっております。今度の見直しでは、きちんと居住者や自治体の意見を踏まえるべきと思いますがいかがでしょうか。

昨年7月22日、大震災復興調査特別委員会は、兵庫県の「まちづくり部公営住宅整備課」「公営住宅管理課」から「災害公営住宅の現状と課題について」説明を受けました。兵庫県の県営住宅は、阪神淡路大震災前の1994年度末は44,594戸だったそうですが、約1万個の災害復興公営住宅の整備により、1999年度末には55,955戸となりました。その後、老朽化住宅を集約し、2023年度末には4

6, 277戸となっているとのことです。その際担当課から、震災前の45,000戸は維持したい、との説明がありました。

ひるがえって、わが宮城県はどうか。

災害時、県の災害公営住宅は1戸も建てず、令和3年12月に策定した『宮城県住生活基本計画』では「第6章 計画の推進に向けて」で、「市町村の役割」として、「県の役割」として「公営住宅の供給については、市町村が…主体的に取り組むことを基本とし、県は、県営住宅の新たな建設及び建て替えは行なわず…」（71p）としているわけであります。

「県営住宅の新たな建設及び建て替えは行なわず…」ということは、ゆくゆくは県営住宅は無くなってしまいますから、公営住宅からの撤退宣言と受け止められているわけであります。

【Q12】 そこで伺います。『宮城県住生活基本計画』は間もなく見直しに入ります。この、公営住宅から撤退すると受け止められている、この部分の記述は、基本計画から削除すべきと考えますが、答弁を求めます。

【3】「特定利用空港・港湾」指定に対する県の姿勢にについて

次に、仙台空港と仙台塩釜港を特定利用空港・港湾に指定する問題について伺います。

政府は8月29日、有事の際に自衛隊等の使用を想定する「特定利用空港・港湾」に青森空港と青森港、仙台空港、山口宇部空港を新たに指定したと発表し、指定は空港14カ所、港湾26カ所になりました。東北では仙台塩釜港——港湾法上の仙台塩釜港の港湾区域は「仙台港区」「塩釜港区」「石巻港区」「松島港区」のからなりませんが、花巻空港（岩手県花巻市）とともに指定の候補になっております。

こうして、2015年の安保法制により集団的自衛権も認められると我が国の国防方針が大きく変えられ、2022年の安保三文書ではその具体化として、自衛隊基地の強化、GDP比2%への大軍拡など、わが国の軍事化が急テンポで進んでおります。この問題は地元紙も8月18日には一面トップで、31日には社説で取り上げ、県内でも大きな関心が持たれるに至っております。

【Q13】 そこで質問です。仙台空港と仙台港が「特定利用空港・港湾」に指定され

た場合、いちいち管理者の許可を得なくても、戦闘機の離着陸訓練、武器弾薬の輸送、自衛隊員の移動、空中給油訓練等の軍事訓練も実施することできる、これが最大の特徴と認識しますが、県当局の認識を伺います。

次に、「特定利用空港・港湾」指定と有事との関連について伺います。

まず、有事の際、政府以外管理の「特定公共施設」はどういう扱いになるのか、見てみます。

「武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律」、略して「特定公共施設利用法」の第7条に、「（事態）対策本部長は…当該特定の港湾施設の港湾管理者に対し、当該特定の港湾施設の全部又は一部を特定の者に優先的に利用させるよう要請することができる」とあり、さらに9条では、港湾管理者が応じなかった場合、「内閣総理大臣は…対策本部長の求めに応じ、当該特定の港湾施設の港湾管理者に対し、当該所要の利用を確保すべき事を指示することができる」とされ、これらの規定は地方自治体管理の空港や道路に準用するとしております。

武力攻撃事態等が発生した場合、まずは内閣総理大臣が対策本部長になるとされておりますが、地方自治体の港湾管理者に「特定の者」に優先的に利用させるよう要請することができ、もし港湾管理者が断った場合内閣総理大臣は実施するよう指示することができるという内容です。そしてこの「特定の者」とは米軍や自衛隊のことだと解説されております。

他方、特定利用空港・港湾は、2022年に閣議決定された『国家安全保障戦略』の第5章「我が国が優先する戦略的なアプローチ」の「2」（4）「力 有事も念頭に置いた我が国国内での対応能力の強化」の具体化であると言われております。

そこでは「我が国に直接脅威が及んだ場合も念頭に、…有事の際の展開等を目的とした円滑な利用・配備のため、…有事の際の対応も見据えた空港・港湾の平素からの利活用に関するルール作り等を行う」と有事に備えたものであることを明記し、さらに「自衛隊、米軍等の円滑な活動の確保のために、自衛隊の弾薬、燃料等の輸送・保管の制度の整備、民間施設等の自衛隊、米軍等の使用に関する関係者・団体との調整、安定的かつ柔軟な電波利用の確保、民間施設等によって自衛隊の施設や活動に否定的な影響が及ばないようにするための措置をとる」としています。

この部分の抜粋は、本年４月に更新された内閣官房国家安全保障局の文書「総合的な防衛体制の強化に資する取り扱いについて」の冒頭にも引用されています。

以上を合わせて考えますと、平素は「特定利用空港・港湾」と呼び、有事の場合は「特定公共施設」と呼ぶが、それは連動している、「特定利用空港・港湾」に指定するということは、有事の際には「特定公共施設」として利用すると宣言されているようなものです。

【Q14】 そこで質問です。７月の建設企業委員会で土木部長は、「有事とは関係ない」との答弁をくり返しました。この解釈は不正確なのではないかと思いますがいかがでしょうか。答弁を求めます。

我が国も２００４年８月３１日に加入し翌年２月２８日に発効した「ジュネーブ諸条約第１追加議定書」の第５２条１項には「民用物は、攻撃又は復仇の対象としてはならない」とあります。軍事用として利用しない限りは仙台空港も仙台港も攻撃目標にならないし、また、してはいけないということです。最近の世界の動きをみておきますと誠に物騒で、この協定などまったく意に介していないような国もありますが、少なくとも民用物を攻撃するのは国際法違反ということになります。

しかし、空港や港湾を「特定利用空港・港湾」として利用する、ゆくゆくは「特定公共施設」として利用するとなりますと、攻撃目標にされても異は唱えられないということになります。

仙台空港や仙台港は、「ジュネーブ諸条約第１追加議定書」の「民用物」として発展の道を選択し、攻撃の根拠を与えないことが最良の道ではないでしょうか。

また、３１日の地元紙の社説も「地元経済の基盤を損なっては本末転倒である。／空港・港湾施設の立地自治体に求められるのは、国の方針を通達のように受け入れる姿勢ではなく、企業活動や住民生活に影響が出ていないか常に監視する厳しい目だろう」と指摘しています。全く同感です。

【Q15】 そこで質問です。以上から、仙台空港の特定利用空港指定の撤回を求め、仙台塩釜港の特定利用港湾指定は拒否すべきと考えますが、知事の答弁を求めます。

【４】多賀城海軍工廠松島地区南区の調査について

最後に、「多賀城海軍工廠松島地区南区」を県が調査についてお尋ねいたします。

この問題は一昨年12月、昨年6月にも一般質問で取り上げさせていただきまして、神奈川県は慶応大学とともに慶応大学日吉キャンパス地下の海軍連合艦隊司令部壕とともに調査をし、2015年には神奈川県立歴史博物館が『陸にあがった海軍——連合艦隊司令部日吉地下壕からみた太平洋戦争』というテーマで展示を行ったことも紹介いたしました。

終戦80年を前に、昨年11月29日には、沖縄県が「第32軍司令部壕（首里司令部壕跡）」を、沖縄戦の戦争遺跡としては初めて県史跡に指定いたしました。

沖縄県にはもともと軍組織は無かったそうですが、第32軍は、戦局のおおきな展開のなかで1944年3月15日に編成、司令部は当初南風原町津嘉山に置かれ、同年暮れ、首里城の直下に移されました。私も一度地元の方から案内を受けたことがありますが、守礼門に向かって左下に出入り口の1つがありました。

米軍は、45年4月1日に上陸しますが、米軍の猛攻撃によって首里城は跡形も無くなり、軍は南部に撤退いたしました。こうして3ヵ月の間に、20万人の犠牲者が出たわけであります。

沖縄県教育委員会は「本壕は、『住民を巻き込んだ組織的持久戦の展開』という沖縄戦の方向性を決定づける判断がなされた場所として、沖縄戦の実相を次世代に伝える極めて重要な遺跡と評価されている。また、来年に戦後80年の節目を迎えるに当たり、戦争体験や教訓の風化が懸念される中で、戦争の不条理さ、残酷さ、醜悪さを知るとともに、平和の尊さを伝える貴重な遺跡でもある」としています。

多賀城海軍工廠はこの沖縄戦が始まった1945年4月に、本土決戦にそなえ多賀城から半分が松島に移され、現在、旧火工部壕は陸上自衛隊仙台駐屯地が弾薬庫として使用し、旧機銃部壕は放置された状態となっております。総延長は4600メートルに達し、その規模は、旧軍地下施設としては東日本最大と推定されます。

【Q16】　そこで伺います。今年は終戦80年の区切りの年で、マスコミもかつて無く特集番組を組みました。沖縄県にも学び、いつまでも松島、松島と言わず、県教育委員会がイニシアチブを発揮し、ゆくゆくは整備し見学施設とすることを展望しつつ、「多賀城海軍工廠松島地区南区」を調査することについて答弁を求め、登壇しての質問を終了させていただきます。

以上